

下村地区 景観基準

全体

建物の形態・意匠は、周辺の自然環境や田園風景との調和に配慮し、集落全体としてまとまりのある景観形成に寄与するものとします。

壁面

■守るべき基準■

壁面の色彩は原色などの使用を避け、けばけばしくならないよう配慮しましょう。

R (赤)・YR (橙) 系：彩度6以下
Y (黄) 系：彩度4以下
その他：彩度2以下

■下村のお奨め基準■

自然系素材（木材、石材、土壁材等）を使用する、またはそれに近い色彩を用いるなど、おだやかで温和な仕上げをお奨めします。

垣・柵

■下村のお奨め基準■

道路に面する垣または柵の構造は原則として生垣が望ましい。塀を設ける場合は、まちなみに配慮した材料・意匠とすることを奨めします。

建物高さ

■守るべき基準■

建物の高さは原則として10m以下とします。

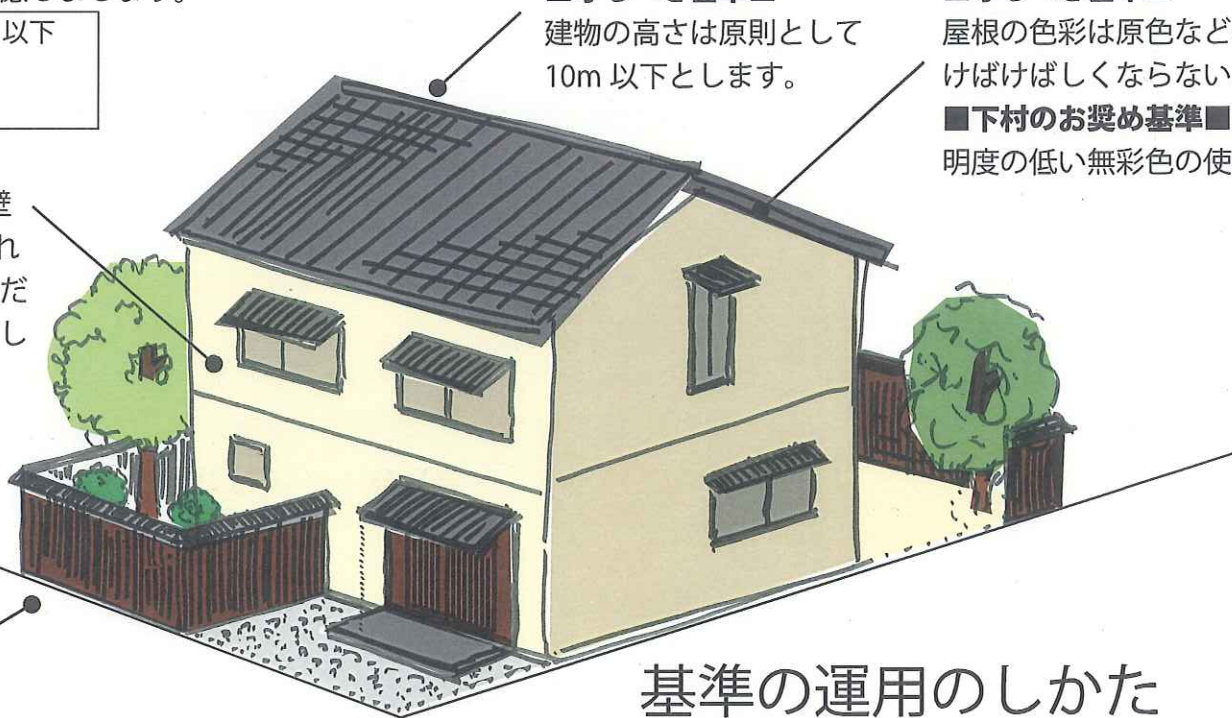
屋根

■守るべき基準■

屋根の色彩は原色などの使用を避け、けばけばしくならないよう配慮しましょう。

■下村のお奨め基準■

明度の低い無彩色の使用をお奨めします。



基準の運用のしかた

建物を建築しようとする方は、まちづくり協議会に建築計画書を提出し、建築物が「守るべき基準」に適合している（または基準以上に景観に配慮されている）と判定を受け、同協議会と協定を締結した後、着手するようお願いいたします。なお「守るべき基準」の具体案として「下村のお奨め基準」を設けています。ぜひご参照ください。